

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
1	コンベンション施設整備事業等募集要項	3	用語の定義			プロフィットシェアリング対象事業	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収益が得られた場合は、増加収益の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入(売上)を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収入(売上)が得られた場合は、収入(売上)の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	修正
2	コンベンション施設整備事業等募集要項	5	第1	3		本書の位置付け	・基本協定書(案)(令和元年11月1日公表予定) ・事業契約書(案)(令和元年11月1日公表予定) ・定期借地権設定契約書(案)(令和元年11月上旬公表予定) ・乙川河川緑地指定管理基本協定(案)(令和元年11月上旬公表予定)	・基本協定書(案) ・事業契約書(案) ・定期借地権設定契約書(案) ・乙川河川緑地指定管理基本協定(案)	修正
3	コンベンション施設整備事業等募集要項	8	第1	5	(1)	事業用地	また、図2(緑色部分及び赤色斜線部分)に示す事業用地において「乙川河川緑地管理運営事業」を実施するものとする。	また、図2(緑色部分)に示す事業用地において「乙川河川緑地管理運営事業」を実施するものとする。 なお、図2(赤色斜線部分)については、人工地盤整備後、乙川河川緑地に編入予定である。	修正
4	コンベンション施設整備事業等募集要項	8	第1	5	(2)	用地概要	※埋蔵文化財包蔵地となった場合、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出の提出(工事着工の60日前まで)が必要となる。試掘調査は、事業契約予定の令和2年6月末までには完了する予定。工事内容が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合は、事前に記録保存を目的とした発掘調査が必要となる場合があり、調査費用の負担は、コンベンション施設については市、ホテル等民間収益施設については民間事業者の負担とする。	※埋蔵文化財包蔵地となった場合、文化財保護法に基づく埋蔵文化財発掘の届出の提出(工事着工の60日前まで)が必要となる。試掘調査は、事業契約予定の令和2年6月末までには完了する予定。工事内容が埋蔵文化財の保存に影響を及ぼす場合は、事前に記録保存を目的とした発掘調査が必要となる場合があり、調査費用の負担は、合築の場合、コンベンション施設については市、ホテル等民間収益施設については民間事業者の負担とする。分築の場合は市の負担とする。	修正
5	コンベンション施設整備事業等募集要項	16	第2	1	(14)	PFI事業者から本市への支払い(プロフィットシェアリング)	PFI事業者は、計画以上の収益(以下、「増加収益」という。)が得られた場合は、あらかじめ事業契約に定める算定方法に従い、増加収益の一部を本市へ支払う。詳細については、支払方法説明書で示す	PFI事業者は、計画以上の収入(売上)が得られた場合は、あらかじめ事業契約に定める算定方法に従い、収入(売上)の一部を本市へ支払う。詳細については、支払方法説明書で示す。	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
6	コンベンション施設整備事業等募集要項	21	第3	8	(4)	食事提供		※合築の場合にはコンベンション施設のカフェレストランを使用することも可とする。	追記
7	乙川河川緑地管理運営事業募集要項	2	第1	1		QURUWA戦略とは	名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、乙川河川緑地、りぶら、岡崎公園	名鉄東岡崎駅、乙川河川緑地、桜城橋、中央緑道、籠田公園、りぶら、岡崎公園	修正
8	乙川河川緑地管理運営事業募集要項	5	第2	3	(1)	施設区分毎の概要	うち対象面積 約25,000㎡	うち対象面積 約23,000㎡	修正
9	乙川河川緑地管理運営事業募集要項	6	第4	2	(8)	暗渠管位置出し業務	暗渠排水管位置出し業務	暗渠管位置出し業務	修正
10	乙川河川緑地管理運営事業募集要項	7	第5	2	(1)	指定管理業務に関する経費	施設の管理運営上必要な物品は、指定管理者に無償貸与します。	施設の管理運営上必要な物品は、指定管理者に無償貸与します。ただし、現時点で貸与するものではありません。	追記
11	乙川河川緑地管理運営事業募集要項	9	第6	2		申請に関する事項	(1) 法人であること。個人での応募はできません。	法人であること。個人での応募はできません。	修正
12	乙川河川緑地管理運営事業募集要項	11	第7	2		選定に関する事項	※ 市の上限額 65,595,000円	※ 市の上限額 65,630,000円(5年間)(消費税及び地方消費税を含む。)	修正
13	乙川河川緑地管理運営事業募集要項	11	第7	2		選定に関する事項	市の上限額の10分の7(45,916,500円)	市の上限額の10分の7(45,941,000円)	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
14	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	3	用語の定義			プロフィットシェアリング対象事業	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収益が得られた場合は、増加収益の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入(売上)を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収入(売上)が得られた場合は、収入(売上)の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	修正
15	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	6	第1	2	2-2	条例等	岡崎市道路の構造の技術基準に関する条例	岡崎市道路の構造の技術的基準に関する条例	修正
16	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	13	第2	2	2-2	事業区域	また、図表2-2(緑色部分及び赤色斜線部分)に示す事業用地において「乙川河川緑地管理運営事業」を実施するものとする。	また、図表2-2(緑色部分)に示す事業用地において「乙川河川緑地管理運営事業」を実施するものとする。 なお、図表2-2(赤色斜線部分)については、人工地盤整備後、乙川河川緑地に編入予定である。	修正
17	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	24	第4	1	1-3-1	耐震性能	構造体 ----- B類 建築非構造部材 ----- II類	構造体 ----- II類 建築非構造部材 ----- B類	修正
18	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	29	第4	2	2-3-1	全体に係る要求水準	a. 土木構造物新築、改築の際は、道路土工指針(社)日本道路協、砂防指定地内行為技術審査基準(愛知県建設部)を参考の上、遵守して築造すること。	a. 土木構造物新築、改築の際は、道路土工指針(社)日本道路協を参考の上、遵守して築造すること。	一部削除
19	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	43	第4	2	2-7-2	ア 市道3類1号線	c. 道路規格は4種3級相当(片側1車線、両側歩道)とすること。	c. 道路規格は4種3級相当とし、片側1車線、両側歩道を基本に歩行者等の安全な通行を確保すること。	修正
20	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	43	第4	2	2-7-2	ア 市道3類1号線	d. 事業敷地①への出入り口の位置は、公安委員会との協議により決定し、道路幅員を12m以上とすること。	d.事業敷地①への出入口を設ける場合は、公安委員会との協議により位置を決定し、道路幅員を12m以上とすること。	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
21	コンベンション施設整備事業等業務要求水準書	90	第12	1	1-9	エ 食事提供		※合築の場合にはコンベンション施設のカフェレストランを使用することも可とする。	追記
22	乙川河川緑地管理運営事業業務水準書	1	第1章	1-2	(1)	業務の対象施設	うち対象面積約25,000㎡	うち対象面積 約23,000㎡	修正
23	乙川河川緑地管理運営事業業務水準書	2	第1章	1-2	(2)	業務範囲	(ク) 暗渠排水管位置出し業務	(ク) 暗渠管位置出し業務	修正
24	乙川河川緑地管理運営事業業務水準書	5	第1章	1-2	(5)	その他事項	○運営業務のうち下記に定める業務 ・広告活動	○運営業務のうち下記に定める業務 ・広報活動	修正
25	乙川河川緑地管理運営事業業務水準書	11	第3章	3-1	(2)	業務の対象範囲	ク 暗渠排水管位置出し業務	ク 暗渠管位置出し業務	修正
26	乙川河川緑地管理運営事業業務水準書	20	第3章	3-2	(7)	フットライト等撤去復旧業務	この業務は河川の洪水時において、乙川河川緑地に設置してあるフットライト、手すりの撤去・復旧、転落防止柵の転倒・起立及びゴムマットの撤去・敷設業務を行うものである。 (イ)乙川大平水位(国土交通省【川の防災情報】テレメータによる)が、はん濫注意水位である2.35mを超えると想定される場合、市の指示を受け、フットライト、手すり撤去及び転落防止柵転倒作業を行うこと。	乙川大平水位(国土交通省【川の防災情報】テレメータによる)が、はん濫注意水位である2.35mを超えると想定される場合、市の指示を受け、フットライト、手すり撤去及び転落防止柵転倒作業を行うこと。	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
27	乙川河川緑地管理 運営事業 業務水準書	20	第3章	3-2	(7)	フットライト等撤去復 旧業務	(オ) 作業時は悪天候が予想されるので、事故の無いよう水位の上昇の確認、作業手順の確認をするとともに、フットライト、手すり及び転落防止柵等を傷つけないよう作業を行う。また事前の作業訓練、安全管理を行う。 (カ) 必要に応じて本施設の増水に対する軽微な養生を行う。 (キ) 作業時において来園者等がいる場合、避難の勧告をする。 (ク) 撤去したフットライト、手すりは傷付けないよう復旧時まで保管する。 (ケ) フットライト、手すり復旧、転落防止柵の起立は、河川の水位の低下を確認後、速やかに作業を行う。また、確認できる範囲で本施設の被害があれば報告する。	(オ) 作業時は悪天候が予想されるので、事故の無いよう水位の上昇の確認、作業手順の確認をするとともに、フットライト、手すり及び転落防止柵等を傷つけないよう作業を行うこと。また事前の作業訓練、安全管理を行うこと。 (カ) 必要に応じて本施設の増水に対する軽微な養生を行うこと。 (キ) 作業時において来園者等がいる場合、避難の勧告をすること。 (ク) 撤去したフットライト、手すりは傷付けないよう復旧時まで保管すること。 (ケ) フットライト、手すり復旧、転落防止柵の起立は、河川の水位の低下を確認後、速やかに作業を行うこと。また、確認できる範囲で本施設の被害があれば報告すること。 (コ) 養生資材が必要な場合は指定管理者が用意すること。	修正
28	乙川河川緑地管理 運営事業 業務水準書	21	第3章	3-2	(8)	暗渠管位置出し業務	ア 業務仕様及び業務水準 暗渠管位置出しは、本施設でのイベント時に図面、目視及び測量等により行い、石灰により白線で示すこと。 なお、図面は別紙3によること。 イ 作業数量 6,000m(目安)	ア 業務仕様及び業務水準 暗渠管位置出しは、本施設でのイベント時に図面、目視及び測量等により行い、石灰により白線で示すこと。 なお、暗渠管の位置は別紙3によること。 イ 作業数量 6,000m(目安)3回/年で1回当たり2,000mと想定しています。)	修正
29	乙川河川緑地管理 運営事業 業務水準書	21	第3章	3-2	(8)	暗渠管位置出し業務	ウ 回数 イベントで必要になった際	ウ 回数 イベントで必要になった際(こどもまつり、秋まつり、桜まつり等で実績があります。)	修正
30	乙川河川緑地管理 運営事業 業務水準書	25	第6章	1	(3)	ウ 公園利用者の安全確保	指定管理者は、フットライトや手すり、ベンチの撤去を行うこと。	指定管理者は、フットライトや手すり等の撤去を行うこと。	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
31	コンベンション施設整備事業等事業者選定基準	3	用語の定義			プロフィットシェアリング対象事業	PFI事業者(SPC)が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収益が得られた場合は、増加収益の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入(売上)を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収入(売上)が得られた場合は、収入(売上)の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	修正
32	コンベンション施設整備事業等モニタリング減額方法説明書	3	用語の定義			プロフィットシェアリング対象事業	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収益が得られた場合は、増加収益の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入(売上)を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収入(売上)が得られた場合は、収入(売上)の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	修正
33	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	3	用語の定義			プロフィットシェアリング対象事業	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収益が得られた場合は、増加収益の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	PFI事業者が自らの提案により、コンベンション施設を利用した持続可能な社会の創造に資する業務の提供やコンベンション施設利用者を対象とした飲食物の提供(カフェレストラン)等を実施し、その利用者から収入(売上)を得ることができる事業をいう。 なお、この事業はサービス購入料の支払対象である一方、計画以上の収入(売上)が得られた場合は、収入(売上)の一部を本市へ支払うプロフィットシェアリングの対象となる。プロフィットシェアリング対象事業は事業者選定の一因となるため、選定後は必須の事業である。	修正
34	コンベンション施設整備事業等支払方法説明書	10	第2	4	4-1	プロフィットシェアリング	PFI事業者は、計画以上の収益(以下「増加収益」という。)が得られた場合は、4-2に示す算定方法に従い、増加収益の一部を本市へ支払う。納付額については、PFI事業者が提案する納付割合に基づく納付額とする。	PFI事業者は、計画以上の収入(売上)が得られた場合は、4-2に示す算定方法に従い、収入(売上)の一部を本市へ支払う。納付額については、PFI事業者が提案する納付割合に基づく納付額とする。	修正
35	コンベンション施設整備事業等提案審査様式集	2	第2	1		② 価格提案に関する提出書類	A4判パイプ式ファイル綴じ、A3判はA4判折り	A4判パイプ式又はリング式ファイル綴じ、A3判はA4判折り	追記
36	コンベンション施設整備事業等提案審査様式集	2	第2	1		③ 提案書に関する提出書類	A4判パイプ式ファイル綴じ、A3判はA4判折り	A4判パイプ式又はリング式ファイル綴じ、A3判はA4判折り	追記

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
37	コンベンション施設整備事業等 提案審査 様式集	2	第2	1		③ 提案書に関する 提出書類	A3判パイプ式ファイル綴じ	A3判パイプ式又はリング式ファイル綴じ	追記
38	コンベンション施設整備事業等 提案審査 様式集	2	第2	4		提出方法	「③提案書に関する提出書類」の(1)～(5)はA4判縦型左綴じパイプ式ファイルに綴じることとし、A3判の様式については、A4判に折り込むこと。	「③提案書に関する提出書類」の(1)～(5)はA4判縦型左綴じパイプ式又はリング式ファイルに綴じることとし、A3判の様式については、A4判に折り込むこと。	修正
39	コンベンション施設整備事業等 基本協定書(案)	1				注書き	[注:ホテル等民間収益施設事業者代表企業は、上記(i)と上記(iii)の両方に企業名を記載する。また、乙川河川緑地管理運営事業者代表企業がコンベンション施設整備事業構成企業である場合には、上記(i)と上記(iv)の両方に企業名を記載する。]	[注:ホテル等民間収益施設事業者代表企業は、上記(ii)と上記(iii)の両方に企業名を記載する。また、乙川河川緑地管理運営事業者代表企業がコンベンション施設整備事業構成企業である場合には、上記(ii)と上記(iv)の両方に企業名を記載する。]	修正
40	コンベンション施設整備事業等 基本協定書(案)	4	第5条	3		業務の委託・請負等	本協定民間当事者は、第1項の定めるところに従って委託を受け又は請け負った各業務をそれぞれ自ら誠実に遂行するものとし、また、他の当事者をして、当該当事者が委託を受け又は請け負った各業務を遂行させる。	本協定民間当事者は、第1項の定めるところに従って委託を受け又は請け負った各業務をそれぞれ自ら誠実に遂行するものとし、他の者をして、当該他の者が第1項の定めるところに従って委託を受け又は請け負った各業務を誠実に遂行させるべく最大限努力する。	修正
41	コンベンション施設整備事業等 基本協定書(案)	4	第6条	3		本事業関連契約		※ (i)事業者(SPC)を賃借人として本定期借地権設定契約を締結し、ホテル等民間収益施設の所有権がホテル等民間収益施設事業者代表企業に移転されることに伴って本定期借地権設定契約上の地位等も承継させるか、(ii)ホテル等民間収益施設の所有権がホテル等民間収益施設事業者代表企業に移転されると同時にホテル等民間収益施設事業者代表企業が本定期借地権設定契約を締結するかについては、優先交渉権者の想定するスキームを踏まえ、契約締結交渉時に協議し、本協定、本事業契約及び本定期借地権設定契約の関連する規定も含め調整する。	注釈の追加

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
42	コンベンション施設整備事業等基本協定書(案)	4	第6条	5		本事業関連契約	<p>前四項の定めにかかわらず、本事業関連契約の締結の完了(仮契約により締結されるものについては本契約の成立を含む。以下、同じ。)前に、本プロジェクト民間事業者のいずれかが次の各号に定める事由のいずれかに該当するに至った場合、本市は、本事業関連契約の全部又は一部を締結しないこと(仮契約を締結しないこと及び本契約を成立させないことを含む。)ができる。ただし、かかる場合であっても、本プロジェクト民間事業者(本プロジェクト代表企業、ホテル等民間収益施設事業者代表企業及び乙川河川緑地管理運営事業者代表企業を除く。)につき次の各号のいずれかの事由が生じた場合であって、参加資格要件を満たす範囲で当該事由の生じた本プロジェクト民間事業者を離脱させることで本プロジェクトの円滑かつ確実な遂行に支障がないと本市が認めた場合は、本市は、本事業関連契約の全部又は一部を締結すること(仮契約を締結すること及び本契約を成立することを含む。)ができる。</p>	<p>前四項の定めにかかわらず、本事業関連契約の締結の完了(仮契約により締結されるものについては本契約の成立を含む。以下、同じ。)までの間に、本プロジェクト民間事業者のいずれかが次の各号に定める事由のいずれかに該当するに至った場合、本市は、(i)当該欠格プロジェクト民間事業者(当該欠格プロジェクト民間事業者に対して本プロジェクトに係る業務(かかる欠格事由が生じた時点において完了済みの業務を除く。))を直接又は間接に委託する他のプロジェクト民間事業者及びSPCを含む。)を当事者とする又は(ii)当該欠格プロジェクト民間事業者が行う本プロジェクトに係る業務(SPCその他の第三者から受託する業務を含むが、かかる欠格が生じた時点において完了済みの業務を除く。)に係る本事業関連契約の全部又は一部を締結しないこと(仮契約を締結しないこと及び本契約を成立させないことを含む。)ができる。ただし、かかる場合であっても、本プロジェクト民間事業者(本プロジェクト代表企業、ホテル等民間収益施設事業者代表企業及び乙川河川緑地管理運営事業者代表企業を除く。)につき次の各号のいずれかの事由が生じた場合であって、参加資格要件を満たす範囲で当該事由の生じた本プロジェクト民間事業者を離脱させることで本プロジェクトの円滑かつ確実な遂行に支障がないと本市が認めた場合は、本市は、本事業関連契約の全部又は一部を締結すること(仮契約を締結すること及び本契約を成立することを含む。)ができ、本プロジェクトの円滑かつ適時の遂行に支障がない限り、本市は当該変更を不合理に拒絶しない。</p>	修正
43	コンベンション施設整備事業等基本協定書(案)	5	第6条	8		本事業関連契約	<p>本市は、本事業関連契約の締結の完了までの間に、本プロジェクト民間事業者が参加資格要件を欠くこととなった場合は、本事業関連契約(その仮契約を含む。)を解除することができるものとし、本市はかかる解除につき一切責任を負わない。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は、参加資格要件を満たす範囲で本プロジェクト民間事業者(本プロジェクト代表企業、ホテル等民間収益施設事業者代表企業及び乙川河川緑地管理運営事業者代表企業を除く。)の変更を認めることができる。本市がかかる変更を認める場合、本プロジェクト代表企業は、本市に対して、書面により本プロジェクト民間事業者の変更を申し出る。</p>	<p>本事業関連契約の締結の完了までの間に、本プロジェクト民間事業者が参加資格要件を欠くこととなった場合(かかる参加資格要件を欠いた本プロジェクト民間事業者を以下「欠格プロジェクト民間事業者」という。)、本市は、(i)当該欠格プロジェクト民間事業者(当該欠格プロジェクト民間事業者に対して本プロジェクトに係る業務(かかる欠格事由が生じた時点において完了済みの業務を除く。))を直接又は間接に委託する他のプロジェクト民間事業者及びSPCを含む。)を当事者とする又は(ii)当該欠格プロジェクト民間事業者が行う本プロジェクトに係る業務(SPCその他の第三者から受託する業務を含むが、かかる欠格が生じた時点において完了済みの業務を除く。)に係る本事業関連契約(その仮契約を含む。)を解除することができるものとし、本市はかかる解除につき一切責任を負わない。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は、参加資格要件を満たす範囲で本プロジェクト民間事業者(本プロジェクト代表企業、ホテル等民間収益施設事業者代表企業及び乙川河川緑地管理運営事業者代表企業を除く。)の変更を認めることができ、本プロジェクトの円滑かつ適時の遂行に支障がない限り、本市は当該変更を不合理に拒絶しない。本市がかかる変更を認める場合、本プロジェクト代表企業は、本市に対して、書面により本プロジェクト民間事業者の変更を申し出る。</p>	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
44	コンベンション施設整備事業等基本協定書(案)	6	第8条	3		本事業関連契約の不調	本プロジェクト民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業関連契約の全部若しくは一部の締結に至らなかった場合(第6条第5項に基づく場合を含む。)又は本事業関連契約の全部若しくは一部が第6条第8項に基づき解除された場合は、コンベンション施設整備事業構成企業は、本プロジェクトに係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の10分の1に相当する金額の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。	本プロジェクト民間事業者の責めに帰すべき事由により、本事業関連契約の全部若しくは一部の締結に至らなかった場合(第6条第5項に基づく場合を含む。)又は本事業関連契約の全部若しくは一部が第6条第8項に基づき解除された場合は、コンベンション施設整備事業構成企業は、本プロジェクトに係る提案金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の●に相当する金額[注:10分の1に相当する金額を目安として、本プロジェクトに係る提案金額を踏まえて、当事者間で協議の上、市が定める金額とする。]の違約金を本市に支払う義務を連帯して負担する。	修正
45	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)					ページ番号		ページ番号の追加	追記
46	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)	8	第3章	第18条	1	公共工事等との調整	事業者は、設計・建設期間中、コンベンション施設及びその周辺にて実施されることのある公共工事のスケジュールとの調整を密に図り、本工事の工程を円滑かつ堅実なものとするよう最善を尽くさなければならない。	事業者は、設計・建設期間中、コンベンション施設及びその周辺にて実施されることのある公共工事について市が行う当該公共工事とのスケジュール等の調整に関して、本工事の工程を円滑かつ堅実なものとするよう最善を尽くさなければならない。	修正
47	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)	15	第3章	第35条	1	コンベンション施設の瑕疵担保		ただし、当該瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない。	追記
48	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)	15	第3章	第37条		コンベンション施設の引渡し遅延による費用負担	工事完成確認通知書の事業者への交付が本引渡予定日より遅延した場合	工事完成確認通知書の事業者への交付が事業者の責めに帰すべき事由により本引渡予定日より遅延した場合、	修正
49	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)	30	第9章	第72条	1	コンベンション施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等		(7) 基本協定書第6条第8項に基づき市が本事業契約を解除することができる場合に該当したとき。	追記
50	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)	33	第9章	第76条	1	コンベンション施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による本指定の取消し		(8) 基本協定書第6条第8項に基づき市が本事業契約を解除することができる場合に該当したとき。	追記
51	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)	60	第15章	別紙6.1		基本設計図書	CADデータも提出すること(JWCADによるもの。それ以外についてはsfc変換を行うこと)。	※CADデータのあるものは併せて提出すること(JWCADによるもの。それ以外についてはsfc変換を行うこと)。	修正

岡崎市QURUWAプロジェクト(コンベンション施設整備事業等)募集要項等 新旧対照表(令和元年12月25日現在)

NO	公表資料名称	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	旧(変更前)	新(変更後)	区分
52	コンベンション施設整備事業等事業契約書(案)	61	第15章	別紙6.1		実施設計図書	CADデータも提出すること(JWCADによるもの。それ以外についてはsfc変換を行うこと)。	※CADデータのあるものは併せて提出すること(JWCADによるもの。それ以外についてはsfc変換を行うこと)。	修正